

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県地域グリーンニューディール基金条例（平成21年香川県条例第44号）

- 1 国の経済危機対策として交付される地域環境保全対策費等補助金（地域グリーンニューディール基金）を受け入れ、地域における地球温暖化対策等の環境問題の解決を図るための基金を設置するため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県森林整備・林業再生基金条例（平成21年香川県条例第45号）

- 1 国の経済危機対策として交付される森林整備加速化・林業再生事業費補助金を受け入れ、森林整備を一層促進するとともに、林業、木材産業等の再生を図る基金を設置するため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県高等学校等修学支援基金条例（平成21年香川県条例第46号）

- 1 経済的な理由により修学することが困難な高等学校等の生徒が今後増加すると予想されることから、国の経済危機対策として交付される高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金を受け入れ、当該生徒の修学を支援するための基金を設置するため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第47号）

- 1 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の一部改正により、退職手当について新たな支給制限、返納の制度等が設けられた国家公務員との均衡等を考慮し、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第48号）

- 1 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の一部改正により汚染土壌処理業の許可制度が創設されたこと及び歯科技工士法（昭和30年法律第168号）の一部改正により「歯科技工士試験」の名称が「歯科技工士国家試験」に改められたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、規則で定める日から施行することとした。

◇香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第49号）

- 1 香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）の一部改正により、水質特定施設の設置に係る届出制（平成21年10月1日から施行）及び全有機炭素による排出規制（平成24年4月1日から施行）が創設されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第50号）

- 1 農地法（昭和27年法律第229号）の一部改正に伴い、新たに知事の権限に属することとなる事務のうち高松市が処理することとする事務を追加する等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第51号）

- 1 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）が施行され、農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）に規定する農業改良資金の貸付対象者として認定製造事業者等が追加されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第52号）

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の一部改正により認知機能検査、猟銃技能講習及び年少射撃資格の認定制度が導入されたこと並びに地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正により銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請等に係る手数料の金額が改定されたことに伴い、これらに関する手数料を徴収するため所要の改正を行うこととした。
- 2 平成21年12月4日から施行することとした。